

# 人権週間が始まります

12月4日～10日

人権イメージキャラクター  
人KENまる君



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん



基本的人権及び自由を尊重し確保するため、国連では毎年12月10日を「人権デー」と定めています。法務省及び全国人権擁護委員連合会は、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」とし、全国で啓発活動を行っています。奥出雲町内では特設人権相談所を開設しますので、職場や学校でのいじめや嫌がらせ、家族間での悩みごと、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別など、悩みや困りごとをお持ちの方は、一人で悩まずご相談ください。相談は無料で、相談内容の秘密は守りますのでご安心ください。

## ～特設人権相談所開設について～

【日時】12月3日（金）午前11時から午後1時まで

【会場】カルチャープラザ仁多及び横田コミュニティセンター

【お問い合わせ】町民課 戸籍グループ 有線：31-5106 電話：54-2510



また、下記のとおり常設相談も行っていますので、お悩みのある方はご相談ください。

【相談専用ダイヤル】 相談時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

みんなの人権110番 0570-003-110 子どもの人権110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810 外国人権相談ダイヤル 0570-090-911

【お問い合わせ】 松江地方法務局人権擁護課 電話：0852-32-4260  
松江地方法務局出雲支局 電話：0853-20-7732

## 里親制度とは？

# 里親になりませんか

～あなたを必要としている子どもたちがいます～

### 1. 里親の役割

里親とは、さまざまな事情により自分の家庭で生活できない子どもたちを、児童福祉法の規定に基づき、実親に代わって、家庭に受け入れ育てる制度です。

### 2. 里親の種類

◆養育里親 親と一緒に生活できるようになるまで養育する里親

休日・長期休暇のうち都合のよい日だけ預かることもできます。

※養育する子どもは原則18歳未満

◆専門里親 特に支援が必要と認められた児童を専門的な知識を持って養育する里親

①虐待等により心身に有害な影響を受けた子ども

②非行等の問題を有する子ども

③障がいのある子ども

◆親族里親 親の死亡・行方不明などの事情により両親に代わって子どもの扶養義務者及び配偶者である親族（祖父母・きょうだい等）が養育する里親

◆養子縁組里親 養子縁組によって、養親となることを希望する里親

### 3. 里親の養育負担費

子どもの生活費、教育費、医療費などが支給され、子どもが事故にあった場合などの補償もあります。

また、養育里親、専門里親には、里親手当等が支給されます。

※養子縁組里親、親族里親には里親手当の支給はありません。

### 4. 里親の要件等

◎子どもの養育について理解と熱意と愛情を持っていること。

◎児童相談所の職員の家庭訪問、調査や研修の受講が必要です。

※詳細については、お問い合わせください。



【お問い合わせ】 出雲児童相談所・出雲地区里親会  
電話：0853-21-0007

## 町立奥出雲病院コーナー

# みなさんは「訪問栄養食事指導」ってご存知でしょうか？

当院では平成30年8月から「訪問栄養食事指導」を行っています。通院が難しい方のご自宅に管理栄養士が訪問し、食生活や栄養に関する様々な相談をお受けします。

## こんな時はわたしたちにご相談ください

- ・食べる量が減ってきた。食欲がない。
- ・食べたり、飲んだりするとむせる。飲み込みにくい。
- ・便秘、下痢などがある。
- ・糖尿病、心臓病、腎臓病などの食事の管理が難しい。
- ・体重が少しずつ減ってきた。
- ・脱水症状や肺炎を繰り返している。
- ・床ずれがある。



「指導」と聞くと、あれもダメ、これもダメと言われてしまうようなイメージをお持ちの方もいらっしゃるかと思いますが、私たち管理栄養士は地域のみなさまのこれまでの「自宅での食生活」と「気持ち」を出来る限り尊重しながら、アドバイスをし、常に安心して食事の楽しさを持ち続けていただけるように、日々心がけています。

食事の事に限らず、なんでも気軽にお声がけください。

病院、地域で見かけたら、  
気軽に声をおかけください!!

訪問サービスを希望される方は、「かかりつけ医」、  
担当されている「ケアマネージャー」に  
ご相談ください。



【お問い合わせ】 町立奥出雲病院 栄養管理科  
有線：31-5770 電話：(代表)0854-54-1122  
(直通)0854-54-2770



三澤のぞみ 石川めぐみ 藤原裕子 山口典子

## ◆令和3年度宝くじコミュニティ助成事業◆

# コミュニティ活動に必要な備品が整備されました

宝くじコミュニティ助成事業は、宝くじの収益を財源とし、地域のコミュニティの健全な発展を図るためのもので、(財)自治総合センターが宝くじの社会貢献事業の一環として行っています。

今年度、助成事業により亀高地区中湯野自治会にコミュニティ活動備品として、折り畳みテーブル、イス、ルームエアコン、ポータブルスロープを整備しました。今回整備したことにより、集会等での着席時の苦痛緩和や集会所の利便性向上につながります。



【お問い合わせ】 地域づくり推進課 有線：31-5265 電話：54-2524